

令和元年度 対馬市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和元年 9月26日(木) 午前10時00分から午前11時30分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (13人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 福島とよか
4番 畑島孝吉	5番 小宮一人司	6番 小宮貞司
7番 黒瀬勝弘	8番 岡村高史	9番 太田深雪
11番 波田裕一郎	12番 松村英二	13番 早田茂
14番 初村重政		

・農地利用最適化推進委員 (1人)

春田新一

4. 欠席委員 (1人)

10番 阿比留 なみ恵

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)

議案第13号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)

議案第14号 違反転用事案報告に係る意見について

議案第15号 非農地通知について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

庄 司 智 文

農業委員会事務局局長補佐

永 留 潤 也

農林水産部農林・しいたけ課参事兼課長補佐

志 賀 慶 二

中対馬振興部地域振興課副参事兼係長

梅 野 友 和

上対馬振興部地域振興課参事兼課長補佐

國 分 茂 徳

7. 会議の概要

議 長

皆様、おはようございます。

本日は、総会のご案内を致しましたところ、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。今年は、豪雨に毎月というほど見舞われ、異常気象となっております。先日は、台風17号が対馬に接近し猛威を振るい、暴風雨により各地区で床下、床上浸水、道路、河川、耕地等の災害が発生した模様です。皆様のご自宅はいかかでしたでしょうか。被災された皆様方には、心よりお見舞いを申し上げます。暑さ寒さも彼岸までといいますが、朝夕はめっきり涼しくなり、過ごしやすい季節となりました。委員皆様におかれましては、台風の後片付けに加え、米の収穫期がピークを迎えるなど、何かと慌ただしい日々を送られていることと思われまふ。お身体には気を付けて農作業に励んでいただきたいと思います。また、農地利用状況調査につきましては、暑い中実施していただきましてありがとうございます。なお、資料の提出もよろしくお願ひ致します。

本日の総会は、5回目の農業委員会総会になります。皆様のご協力をよろしくお願ひ致します。

それでは総会に入ります。座って議事を進めさせていただきます。報告します。阿比留なみ恵委員から欠席の届出があつております。

ただ今から、令和元年度、対馬市農業委員会第5回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。なお、農地利用最適化推進委員、1名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、3番の福島とよか委員、12番の松村英二委員にお願ひ致します。

議事日程第2、会期についてお諮りいたします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き下さい。議案第11号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇市〇〇区〇〇町の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、〇〇町〇〇の田3筆、1,377平米、同町〇〇の田2筆、1,017平米、畑16筆、9,946平米、合計、田が5筆、2,394平米、畑が16筆、9,946平米を売買するものであります。なお、経営面積は8,888平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(11番 委員挙手)

11番 波田裕一郎委員

地元委員の説明をいたします。

9月24日にですね、譲受人の〇〇さんと〇〇部の担当、〇〇氏と私で現地を確認いたしました。〇〇さんは、譲受人〇〇さんの〇〇にあたりまして、譲渡し人が現在〇〇市在住のため、所有農地を耕作することが困難であることから、今回売買により経営を継承されることになりました。畑地の耕作の計画としましては、にら、ニンニク等を栽培されるということでもあります。〇〇さんは、〇〇さんの〇〇さんの〇〇にあたりまして、親族間の土地の移動でございます、何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第11号の番号1につきまして、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第12号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の4ページをお開き下さい。議案第12号、「令和元年度 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。利用権設定の件数は19件、内訳は、貸し手19人、借り手1人でございます。農地の内訳は、田が34筆、面積は45,346平米、うち田の再設定が

2筆、2, 411平米となっております。畑が42筆、面積は25, 911平米で、合計筆数76筆、合計面積71, 257平米でございます。なお、別冊の別添資料1に地区別一覧表、農用地利用集積計画表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

はい、農林しいたけ課の志賀と申します。よろしくお願い致します。私の方から説明させていただきます。まず、別添資料1を一枚めくっていただいて、地区別一覧をご覧ください。上から今回の令和元年度、第2回としまして新規集積が8地区、18戸、74筆、登記面積で68, 846平米でございます。また、再配分としまして〇〇地区、1戸、2筆、2, 411平米で、合計の71, 257平米でございます。1ページ目1番から、1ページ目をお開き下さい。1ページ目1番が〇〇地区、2番から4番までの3区が〇〇地区、5番が〇〇地区、6と7番が〇〇地区、8番が〇〇地区、9番が〇〇地区、10番が〇〇地区、11番と12番が〇〇地区、13番から19番までが〇〇地区となっております。この農地を長崎県農業振興公社に集積するものでございます。よろしくご審議の程お願い致します。

議長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第12号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第13号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の6ページをお開き下さい。

議案第13号、「令和元年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の

設定を受ける者は15人でございます。農地の内訳は、田が55筆、面積は73,371平米、うち田の再配分が22筆、29,527平米となっております。畑が42筆、面積は25,911平米で、合計筆数96筆、合計面積98,373平米でございます。なお、別冊の別添資料2に農用地利用配分計画(案)を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

私の方から説明させていただきます。別添資料2の1ページをご覧ください。それと、スライドの方もご覧ください。今回新規の配分計画で計の8地区、15戸、74筆、登記面積で68,846平米でございます。あと再配分としまして、〇〇地区と〇〇地区の2地区で2戸、22筆、29,527平米で合計の96筆、98,373平米を配分いたします。整理番号の1が〇〇地区です。配分は〇〇さんで、同じ色で着色しております出し手が1戸、1筆、面積452平米でございます。整理番号2が〇〇地区でございます。〇〇、〇〇、〇〇地区でございますが、まず〇〇地区のほうを紫色で着色しております。と、こちらが紫色で〇〇地区を着色しております。合計3筆の2,035平米でございます。2ページ目をご覧ください。2ページ目が整理番号3で、〇〇地区の〇〇さんに配分いたします。水色で着色しております。出し手が1戸、13筆、面積が14,818平米でございます。続きまして3ページ目をご覧ください。整理番号4が〇〇地区で〇〇さんに配分いたします。ピンク色で着色しております。1戸2筆、2,221平米でございます。同じく3ページ目の整理番号5が〇〇地区で〇〇さんに配分いたします。青色で着色しております。2戸3筆、5,989平米です。次に4ページ目をご覧ください。整理番号6が〇〇地区で〇〇さんに配分いたします。赤色で着色しております1戸2筆、1,054平米でございます。同じく4ページ目の整理番号7と5ページ目の8が〇〇地区でございまして、〇〇さんに配分と〇〇さんに配分いたします。出し手2戸で10筆、7,776平米でございます。5ページ目の整理番号9から9ページ目の15番までが〇〇地区でございます。〇〇さんを緑色、〇〇さんを黄色、〇〇さんを赤色、〇〇さんを水色、〇〇さんを肌色、〇〇さんを小豆色で着色しております。出し手が合計で7戸、筆数が40筆、面積34,501平米でございます。再配分の方で〇〇地区でございます。9ページ目の16と17が〇〇地区でございます。借り手が〇〇さんでピンク色で着色しております。最後に10ページ目の整理番号18が〇〇地区でございます。〇〇さんに配分いたします。青色で着色しております。出し手が13戸20筆、合計面積が26,950平米でございます。よろしくご審議をお願い致します。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第13号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第14号「違反転用事案報告に係る意見について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の7ページをお開き下さい。議案第14号、「違反転用事案報告に係る意見について」でございます。

この案件につきましては、県と協議を行い簡易手続相当の違反案件の基準に該当しないと判断され、県に違反転用事案報告をするにあたり、当委員会の意見と致しまして、追認許可はやむを得ないと承認を得るため議案上程しておりましたが、9月24日、県から連絡があり再協議を行った結果、当該箇所は20数年以前から非農地状態であったこと、また、利用状況調査でも耕作不可能、B判定と判断されていること等、速やかに非農地通知を発するべきであったと指導を受けたものであります。この件につきまして、当委員会も平成27年度から町毎に計画的に非農地通知を発している状況でございますが、中々進んでいない状況でございます。このような状況をふまえ、県の再指導のとおり非農地通知を発することとし、よって、議案第14号「違反転用事案報告に係る意見について」は取下げの承認を賜り、追加議案、「非農地通知について」によりご審議願いたいと提案するものでございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑等ございませんでしょうか。

(協議会に致します)

(総会に戻します)

質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第14号の議案取下げにつきまして、賛成の方の挙手をお願い致します。賛成多数でございます。

本議案は取下げとし、非農地通知により審議することに決定いたします。

次に、議案第15号「非農地通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

追加議案書の1ページをお開き下さい。議案第15号、「非農地通知について」でございます。

提案理由を読み上げます。現地調査及び今後の利用目的において、農地として利用することが困難であるため、非農地として判断し、適正な農地管理に努めるものであります。非農地通知を発出すると判断される農地の番号1は、〇〇町〇〇の畑、1筆、42平米、現況雑種地、所有者は〇〇さん。位置図写真等を2ページから4ページに添付しておりますのでご参照ください。番号2は、〇〇町〇〇の畑、1筆、459平米、現況雑種地、所有者は〇〇さん。位置図写真等を2ページから4ページに添付しておりますのでご参照ください。対象となる筆数は2筆、対象となる面積は501平米となります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をお諮り致します。

議案第15号の番号1につきまして、原案のとおり通知することに、賛成の方の挙手をお願い致します。賛成多数でございます。

番号1は原案のとおり通知することに決定いたします。次に番号2につきまして、賛否をお諮り致します。原案のとおり通知することに、賛成の方の挙手をお願い致します。賛成多数でございます。

番号2は原案のとおり通知することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、「その他」の事項ですが何かございませんでしょうか。

(4番 委員挙手)

4番 畑島孝吉委員

先程の案件でね、第14号。〇〇委員さんから申請者への土地の問題で、〇〇さんにそのままでいいかという意見があったたいね。それで、委員会としてね、やはり文書でもって厳しくね、注意すべきやち思う。今後について。そうせんと、〇〇さんの意見はもっともやと思う。その今、どうぞじゃなくて、厳重にやっぱり委員会としてね注意すべきやと思う。図っていただきたいと思います。

(12番 委員挙手)

12番 松村英二委員

私も今の件についてはですね、厳重注意ということですね、厳しくやっぱり注意をする必要があると思いますよ。通ってしまえば、もう、それでよしというようなどころがありますのでですね、それじゃなくて、違反転用、そういうのは厳しいんだぞということを知らせるためにも、やっぱり厳重な注意が必要だと思

いますのでそこんどこ考えてやってほしいと思います。

(事務局長挙手)

事務局長

4番委員さん、12番委員さんが言われますように、文書でもってですね厳重注意を発出したいと思っております。非農地通知と共にですね同封してから発したいと思います。

議長

他にございませんでしょうか。

(無しの声あり)

ご意見ご質問等が無いようにありますので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を、皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第5回総会を閉会と致します。

お疲れ様でした。